

対象国	中国		
情報名	最近の外債(親子ローンなど)限度額管理の状況		
規制種別	外債管理規制		
規制番号(新・改正)	全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の政策問答(第1期)		-

ニュースレター

親子ローンなどの外債は、中国の外商投資企業にとって有力な資金調達手段の一つです。最近、企業の外債限度額(外債枠)管理に関して、国家外債管理局による再整理や、運用上の変化が見られており、本号ではその状況について整理します。

外債管理及び関連手続きは、地域によって実際の運用が異なる可能性があります。また、人民元外債については、中国人民銀行の関連規定及び指導にも留意が必要であり、外債外債と取扱いが異なる場合もあります。詳細は各地域の関連当局またはお取引銀行にご確認ください。

1. 一般外商投資企業の外債限度額管理(主に外債外債)

2017年5月、国家外債管理局が外債のマクロプルーデンス管理モデルに関するQ & Aを発表し、その中で各外債管理モデルにおける限度額管理について改めて言及しています。

一般の外商投資企業が外債を取り組む場合、主に投注差管理モデルとマクロプルーデンス管理モデルのいずれかを選択します。両者は外債限度額の計算式だけでなく、限度額管理方法も異なります。

< 外債の期間と限度額管理 >

外債管理モデル	外債限度額	期間(注1)	限度額管理(注2)
投注差管理モデル	投注差 (投資総額 - 登録資本)	短期	残高
		中長期	発生額
マクロプルーデンス管理モデル	純資産 × 2 × 係数(現在は1)	短期	残高
		中長期	残高

(注1) 短期外債: 1年以内、中長期外債: 1年超

(注2) 残高管理: 返済後は外債枠復元、反復利用可 / 発生額管理: 返済後も外債枠は復元せず
人民元外債について、投注差管理モデルを選択した場合、期間に関わらず「発生額管理」とする地域もあり

投注差管理モデルの外債に関する基本ルールである、外債登記管理弁法(匯發[2013]19号、現在も有効)では、外債限度額について以下のとおり定めています。

附属文書2 外債登記管理オペレーションマニュアル/一. 非銀行債務者の外債契約締結登記

「別途定めがある場合を除き、外商投資企業が借り入れる短期外債残高及び中長期外債発生額の和は、商務主管部門が批准した投資総額とその登録資本の差額(「投注差」)を超えてはならない」

その後、2016年4月に国家外債管理局より公布されたマクロブレンデンス管理モデルのオペレーションガイドにおいて、選択した管理モデルに関わらず、試行地域(注3)の外債投資企業が借り入れた中長期外債と短期外債について、いずれも残高に基づき限度額の計算に組み入れると規定されました。これによって、一部地域では、投注差管理モデルの中長期外債についても実務上は残高管理とされるなど、一時的に規制緩和の動きが見られていました。

今回のQ & Aでは、投注差管理モデルを選択して中長期外債を取り組んだ場合、外債登記管理弁法に記載のとおり、発生額に基づき限度額計算に組み入れると改めて整理されました。従って、外債を取り組んだ時点でその金額だけ投注差が消化されます。

(注3) 上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区。現在は全国に展開。

2. <投注差管理モデル> 短期外債外債をロールオーバーした場合の投注差の取扱い

短期外債外債をロールオーバーして期間が1年超となった場合に、引き続き短期外債として取り扱われるのか、それとも中長期外債として見做されるのか、これは企業の外債枠コントロールの観点から重要な問題です。

最近、投注差管理モデルを利用して取り組んだ短期外債外債をロールオーバーした際に、中長期外債として見做される地域が増加しており、上述1と同じく、注意が必要と考えられます。

<短期外債ロールオーバー時の限度額管理に関する規定変遷>

時期	根拠規定	運用状況
2011年11月以前	-	全国性的明文規定はなく、短期外債をロールオーバーした場合の取扱いは地域によって異なった。傾向としては、短期外債ではなく中長期外債として取り扱われる事例が増加。
2011年11月	匯発 [2011]45号	短期外債をロールオーバーした場合、または期限超過の場合、中長期外債(発生額管理)として取り扱うことを明確化。
2015年3月	匯発 [2015]17号	匯発[2011]45号廃止により、短期外債をロールオーバーしても中長期外債とは見做されず、引き続き短期外債(残高管理)として取り扱うことが可能となった。ただし、一部では中長期外債(発生額管理)として取り扱う地域も残る。
現在	-	短期外債をロールオーバーした場合、中長期外債として取り扱う地域が増加。

人民元外債のロールオーバーについては中国人民銀行も別途規定しており、実際の運用状況は、各地域の関連当局またはお取引銀行にご確認ください。

お問い合わせ先

株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部 企画グループ Tel : 03-6706-5616

弊行ホームページでは、三井住友(中国)有限公司発行の中国ビジネスに関わる重要な制度変更などの情報をご覧いただけます。
(弊行ホームページトップ>法人のお客さま>外国業務>海外情報資料)
http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。